

あなたの オフィスは 大丈夫!?



CHUO
CITY

中央区事業所防災パンフレット

平成25年3月発行 <刊行物登録番号 24-105>

●編集・発行 中央区 総務部 防災課 東京都中央区築地1-1-1

電話：03-3546-5510

R70

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

中央区

はじめに

中央区は、23区の中で2番目に小さな区ですが、江戸以来400年にわたりわが国の文化・商業・情報の中心として発展を続け、現在4万1千もの事業所で約60万人の従業員が働き、買い物や観光のために毎日多くの人が訪れています。このまちがひとたび大地震に襲われれば、区内のみならず、日本全域さらには世界中に多大な影響を与えることになります。

平成23年3月11日の東日本大震災では本区は震度5弱で直接の被害は僅少であったものの、交通機関の運行停止により首都圏全体で515万人の帰宅困難者が発生するなど、事業所の地震対策のあり方にも課題が生じました。また、震災後区内事業所向けに実施した調査では、事業所内の安全確保、情報収集・伝達など災害時の対応体制が十分でないことが明らかになりました。

平成24年4月には、東京都が首都直下地震等による新たな被害想定を公表しました。本区の被害想定は東京湾北部地震で死者162人、負傷者8,533人、建物全壊棟数1,942棟、帰宅困難者は首都圏全体で約517万人、中央区では約30万人が発生するとされています。こうしたことから従業員やお客様の安全を確保し事業所の経営継続・早期復旧を図るためには、事業所の建物やオフィス内の安全対策、事業継続計画（BCP）の策定、従業員の一斉帰宅の抑制及び水・食料等の備蓄はもとより災害時、地域住民の救出・救助や帰宅困難者に対する支援等、まちと事業所が一体となった防災体制づくりが必要です。

本冊子では、事業所の経営者や管理者の皆さま方に防災対策を進めていただくため、イラストや図表を多用するなどわかりやすい冊子となるようまとめました。

今後、地震対策を進める上でのご参考として是非ご活用ください。

目次

第1章 被災地の教訓から考えること

東日本大震災時、東京の状況	2
中央区の被害想定	3
首都直下地震について	4

第2章 地震による被害を最小限に止める各種対策

事業所の耐震補強等について	5
事業所内のオフィス家具転倒防止について	6
事業所の防災体制を整える	7
安否確認体制の整備について	9

第3章 発災直後の行動

災害時の情報収集・発信について	10
むやみに移動を開始せず、事業所内に留まる	11
徒歩帰宅者への対応	13

第4章 事業所の経営継続・早期復旧を図る

BCPの策定・運用	14
業務を継続させるための事前対策	17

第5章 地域の安全に貢献する

地域のために貢献できること（CSR）	18
--------------------	----

第6章 区内事業所の協力による防災対策

災害時協力協定、帰宅困難者対策（協議会）	19
----------------------	----

第7章 中央区の防災対策

事業所向けの防災対策	20
その他 対策に役立つ情報	22

第8章 災害対策マニュアル作成にあたって

発災後の対応行動	23
帳票類等（参考資料）	25

第1章

被災地の教訓から考えること

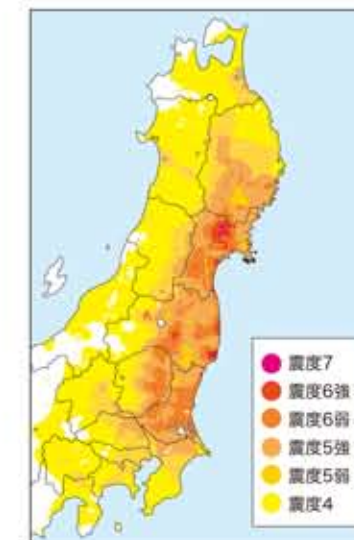
東日本大震災では、三陸沖を震源とする、国内の観測史上では最大規模のマグニチュード9.0という地震が発生しました。

この地震により東北地方を中心に最大震度7、関東地方の広い範囲で最大震度6強という強い揺れに見舞われました。この大震災によって、1万6千人近くの尊い命が奪われ、負傷者、行方不明者も数多く発生しました。東京都内での揺れは東北地方に比べて小さく、多くの被害が出たわけではありませんが、それでも7名の方が亡くなり、117名の方が負傷しています。

企業や事業所では、多くの店舗や生産設備などに被害が生じたほか、ライフラインの途絶に伴う計画停電の影響等を受けて経済活動が停滞しました。特に、資金繰りの厳しい中小企業にとってはこれらの影響は大きく、直接被害・間接被害により経営が悪化し、倒産する企業も相次ぎ多くの雇用が失われました。

このような大震災は他人事ではありません。国の試算によれば、中央区を含めた東京都内に震度6強以上の大きな揺れと甚大な被害をもたらすとされる「首都直下地震」の発生確率は、今後30年間で70%（※）とされており、事業所にとって地震対策は待ったなしの経営課題といえます。

※平成16年8月23日 公表 中央防災会議



東日本大震災による被害

被害項目	全体	東京都
死者	15,881人	7人
行方不明者	2,688人	—
負傷者	6,142人	117人

平成25年3月8日警察庁発表資料より



事業所が地震対策に真剣に取り組むことで、従業員やお客様の安全が確保され、またその家族の安心が確保されます。さらに、このような事業所が増えることで、地域の安全・安心が確保され、大地震が発生しても被害が最小限に抑えられ、事業の早期再開ができます。その結果、地域の信頼を得ることにもつながります。

また、災害に強いまちという認識が高まれば、そこにはより多くの人が集まるようになり、地域としての魅力がさらに増します。あなたの事業所も地域の一員として是非地震対策に取り組んでください。

地震による被害から事業所を守るためには、経営者や責任者といった事業所のトップである**あなたの防災対策への理解**が必要です。



東日本大震災時、東京の状況

東日本大震災では、東京都は最大震度5強、中央区は最大震度5弱でした。

都内では、多くの事業所が一斉に屋外への避難行動を取ったため、学校や公園が避難者でいっぱいになりました。その後、避難者はいったん各事業所に戻りましたが、余震の心配や家族の安否確認がなかなか取れないとの理由で、多くの事業所が従業員の早期退社を促しました。

テレビやインターネット等で鉄道交通機関が停止している情報は得ていましたが、週末を自宅で過ごしたいという考えが働いたこと、多少時間がかかっても歩いて帰れるだろうとの理由で徒歩帰宅を開始したため、再び道路や歩道に人があふれてしまいました。

また、郊外から都内へ家族の方々が迎えに来た車などで道路が渋滞し、救急活動に支障が出ました。

この地震により、避難行動の基本である火災や建物に損傷がないときは「屋内で待機」することや、災害発生後むやみに移動を開始しない等の、基本行動がきちんと理解されていないことが明らかになりました。

首都直下地震では、建物の倒壊や火災の発生、ライフラインの途絶などが想定され、東日本大震災とは全く異なる状況になることを認識しておく必要があります。



写真提供：読売新聞社



写真提供：読売新聞社



写真提供：読売新聞社

中央区の被害想定

東京都は東日本大震災を踏まえ、首都直下地震等による新たな被害想定を平成24年4月18日に公表しました。そのうち、本区の被害想定は以下のとおりとなります。

①東京湾北部地震の被害想定(東京都公表 平成24年4月18日)

震源	東京湾北部	震度	6強 一部7
規模	マグニチュード7.3	気象条件	冬の12時・18時、風速8m/秒
発生確率	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」公表平成16年8月23日 南関東で発生するM7程度の地震 今後30年以内に70%		

事 項		被害想定		平成18年被害想定
		冬12時、風速8m/秒	冬18時、風速8m/秒	冬18時、風速15m/秒
建物被害	建物全壊件数		1,942棟	1,868棟
人的被害	死者	162人	151人	66人
	(うちゆれ・液状化建物被害)	(157人)	(146人)	(61人)
	(災害時要援護者)	(12人)	(14人)	(21人)
	負傷者	8,533人	7,275人	7,230人
ライフライン 支障率	避難者	44,570人	44,773人	32,799人
	(うち避難所生活者)	(28,971人)	(29,103人)	(21,320人)
	上水道		68.5%	68.7%
	下水道		29.5%	28.8%
ライフライン 支障率	ガス		100%	100%
	電気	40.3%	40.5%	11.2%
	電話(固定)	1.8%	2.0%	1.6%
帰宅困難者		309,315人		
		(※東京駅を起点に4km圏内に存在する人数)		381,583人
エレベーター閉じ込め台数		551,627人	585台	632台
津波による 浸水被害 (水門閉鎖時は 被害なし)	最大津波高(満潮時・水門閉鎖)		1.88m	
	最大津波高(満潮時・水門開放)		1.88m	
	最大津波の到達時間(東京湾)		3~7分	
	水門開放時の 建物被害	全壊棟数	なし	
		半壊棟数	なし	
	水門閉鎖時の人的被害		なし	

②元禄型関東地震の被害想定(東京都公表 平成24年4月18日)

震源	相模トラフ沿い	震度	6強
規模	マグニチュード8.2	気象条件	冬の12時、風速8m/秒
発生確率	元禄型関東地震(1703年発生) 平均発生間隔2,300年程度 今後30年以内にほぼ0%		

事 項			被 害 想 定	
			冬12時、風速8m/秒	
津波による 浸水被害 (水門閉鎖時は 被害なし)	最大津波高(満潮時・水門閉鎖)		2.51m	
	最大津波高(満潮時・水門開放)		2.39m	
	最大津波の到達時間		2時間20分	
	水門開放時の 建物被害	全壊棟数	39棟	
		半壊棟数	467棟	
水門閉鎖時の人的被害		なし		

首都直下地震について

あなたの事業所に求められている首都直下地震への対策とはどのようなものでしょうか？
想定されている被害の概要を見てみましょう。

中央区内の8割近くが震度6強という非常に強い揺れに襲われます

中央区やその周辺地域に最も大きな被害をおよぼす東京湾北部地震(マグニチュード7.3)があり、中央区では震度6強と非常に強い揺れに襲われます。

震度6強では、耐震性の低い建物が損壊する可能性があり、区内では1,942棟が全壊し、4,444人が建物の倒壊等により自力での脱出が困難になるとの被害想定がでています。

大きな人的被害、ライフラインの支障が想定されます

被害想定では、中央区の死者は最大162人、負傷者8,533人。ライフラインは上水道68.8%、下水道29.5%、ガス100%、電気40.3%、電話1.8%に支障がでると想定しています。

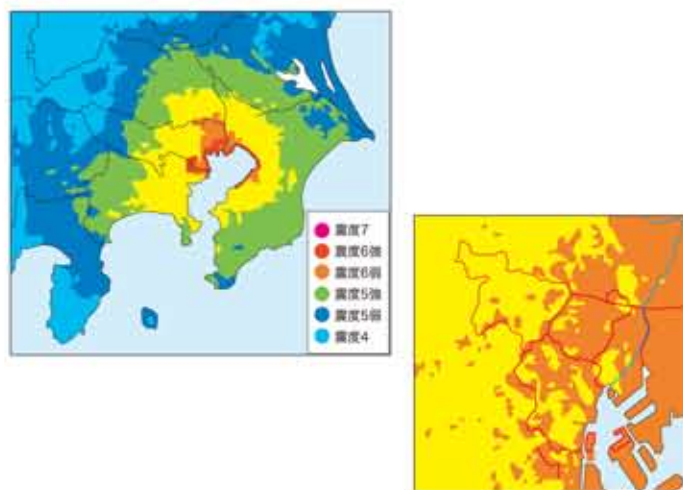
都市特有の災害

強い揺れにより、首都圏の広範囲にわたって公共交通機関が運行停止を余儀なくされます。また、道路も倒壊した建物で塞がれたり、緊急輸送などのために交通規制が敷かれるなどして、車両の通行が制限されます。

このような状況に加えて、平日18時に地震が発生した場合には東京都内ではおよそ517万人、中央区内でも約30万人の帰宅困難者が発生し、駅周辺やオフィス街、ショッピング街などいたるところに行き場を失った人が滞留することになると懸念されています。

また、中央区内の商業ビル・高層マンション等のエレベーターはほぼ全て停止します。エレベーター閉じ込め台数も585台との想定が出ています。閉じ込め台数は平成18年の被害想定より若干の減少になりますが、それはエレベーターの性能が向上したことによる減少に過ぎません。電気の復旧後も安全点検の遅れなどで、長期間エレベーターが使用できないことも考えておかねばなりません。

各事業所での地震対策は急務です。



第2章

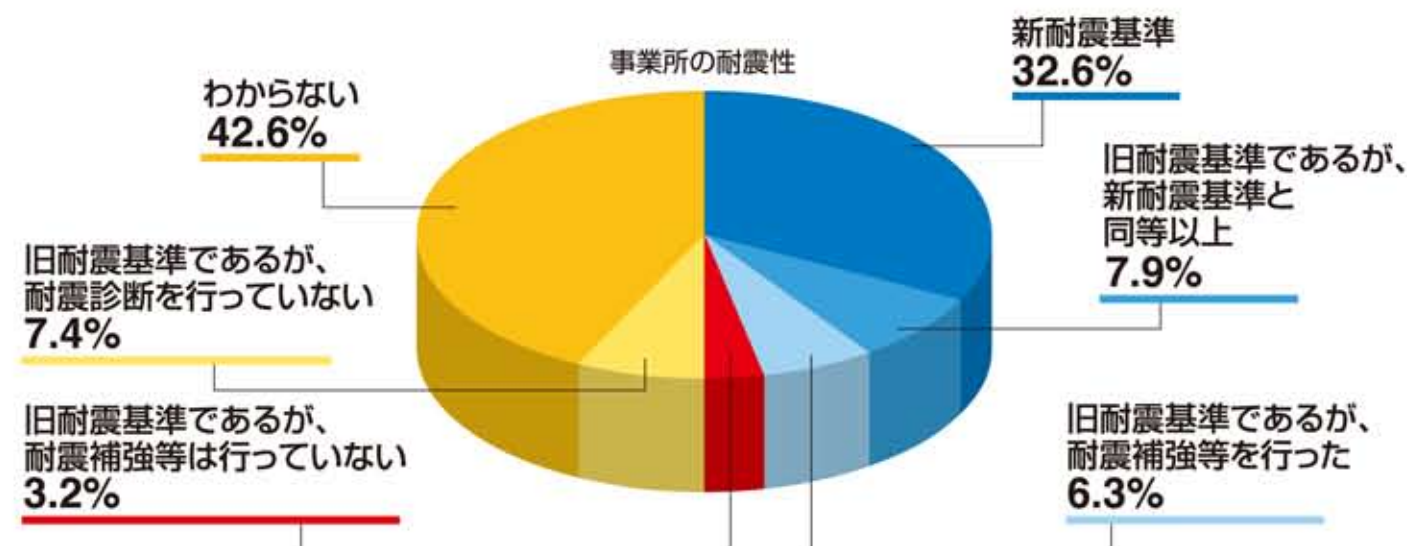
地震による被害を 最小限に止める各種対策

事業所の耐震補強等について

大地震発生時に従業員やお客様を守るためには建物が倒壊しない、設備・備品などの下敷きにならないといったことが**大前提**です。

下記の図は、中央区が区内事業所に行ったアンケート調査結果です。その中で約半数の事業所が新耐震基準並みの水準となっていますが、残りの約半数が新耐震基準を満たしていないもしくはわからないという回答をしています。

4割以上の事業所が建物の耐震性について認識していない！



※新耐震基準とは、建築基準法に基づく現行の耐震基準のことで、昭和56年6月1日から導入されました
※旧耐震基準とは、昭和56年5月31日までに適用されていた基準

※平成23年10月 区内事業所の震災時の対応等調査より

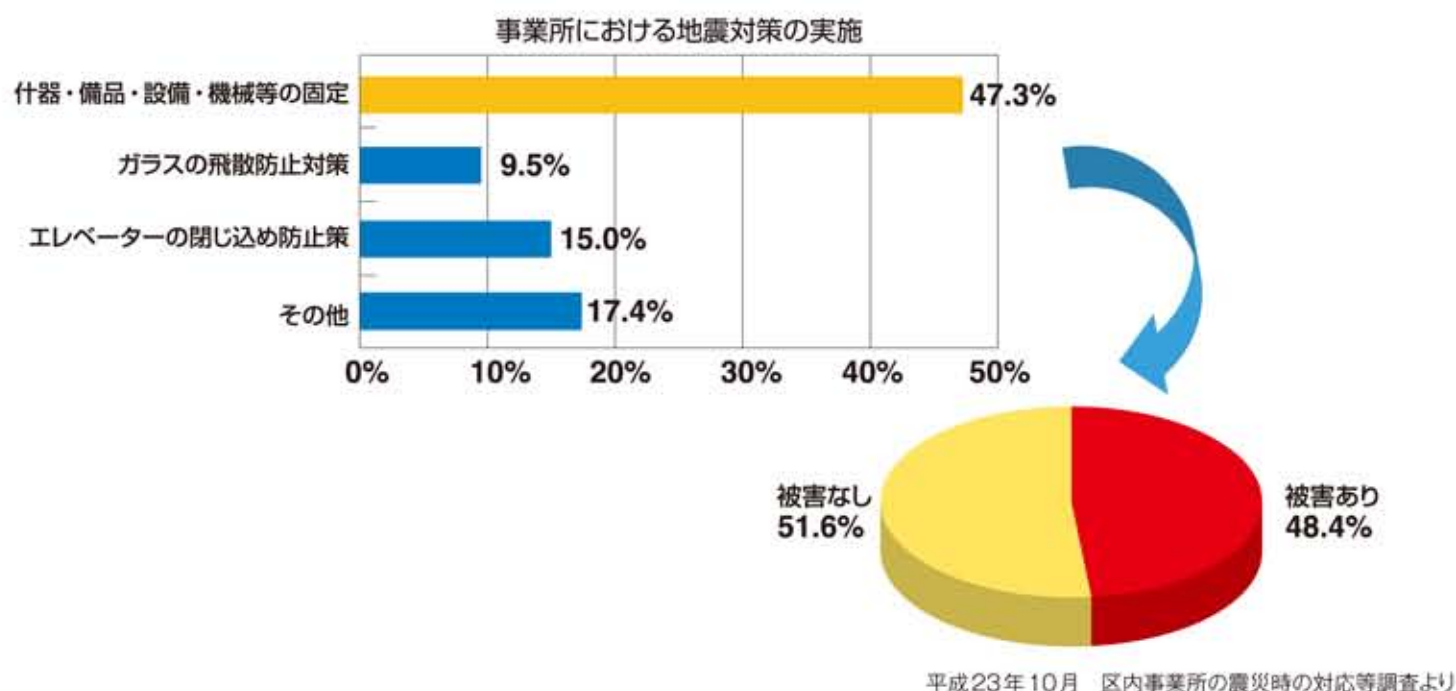
建物の耐震性を把握する

阪神・淡路大震災では6,400名を超える死者が発生しましたが、そのうち約8割は倒壊した建物による圧死とされています。したがって、専門家による建物の耐震診断を行い、適切に耐震化を図ることは従業員やお客様の命を守る上で最も重要です。

自分たちの入居している建物の耐震性を把握した上で、防災対策に取り組みましょう。

事業所内のオフィス家具転倒防止について

約半数の事業所は事業所内の設備・備品などの固定を行っていたが、東日本大震災ではその半数で被害が生じた！



設備、備品などを『適切』に固定する

建物に大きな被害が無かったとしても、事業所や店舗、工場内の設備や備品が落下・転倒すると、その付近にいた人々が下敷きになったり衝突するなどして負傷、最悪の場合死亡する可能性があります。阪神・淡路大震災で死亡した人の約1割は転倒した家具による圧死との調査結果もあります。

すべてのOA機器・設備類は床や壁に適切に固定し、オフィスのレイアウトを工夫するなど事業所内の適切な安全確保に努めましょう。



☐ キャビネット
☐ コピー機などの事務用機器
☐ OA機器
☐ エアコン等の室外機
☐ 店舗内のショーケース
☐ 大型設備機器
☐ 薬剤や燃料等の危険物

適切に転倒防止措置が施されているか確認してみましょう



事業所の防災体制を整える

大地震発生時に従業員やお客様の安全を確保し、事業の早期復旧を図るためには、事業所が一丸となって組織的な対応を行う必要があります。

大地震のような緊急事態に対処するためには、平常時の組織とは異なる事業所の責任者をトップに据えたトップダウンの体制が必要になります。

地震対応に必要な4つの役割を備えた震災対策組織を編成しておきましょう。また、各担当ごとに災害時の行動をマニュアルにしておくことも、応急対策活動を支障なく行う基本となります。



体制及び役割

○対策本部

役 割	構 成 員	内 容
統括・調整	本部長	●●社長
	副本部長	●●専務 ...
	事務局	事務局長：●●部長 補佐：●●課長 ●●課長
		1. 緊急事態への対応の全体統括、指揮命令 2. 緊急対策本部の設置場所の決定 3. 緊急対策本部の設置および運営 4. 会社の被害状況および復旧状況に関する情報集約 5. 地震、ライフライン、交通機関等の状況に関する情報集約 6. 社内の各種調整

○各班

役 割	班 名	担 当	内 容
分析・立案	総務班	総務部 ●●部、...	1. 二次災害防止、応急措置 2. 被害状況確認および復旧対応(会社施設、設備) 3. 情報収集(ライフライン、交通機関等) 4. 通信手段の確保 5. 残留者への対応(水、食料、トイレ等) 6. 地域住民の救出支援、避難者対応 など
情報・救急	人事班	人事部 ●●部、...	1. 負傷者対応 2. 従業員の安否確認 3. 従業員対策(帰宅の判断・指示等) 4. 緊急時の勤務体制の判断・指示 5. 社内広報(従業員に対し、災害等の情報提供) 6. 社外広報(HP等を利用し、顧客・取引先に経営情報等を提供) など
保全・渉外	財務班	財務部、経理部 ●●部、...	1. 現金・有価証券等の保全 2. 非常用金銭出納の実施と管理 3. 取引先への支払業務の継続 4. 緊急資金の調達 など
	顧客対応班	●●営業部 ●●部、...	1. 顧客・取引先との情報連絡(自社の状況、相手先の状況など) 2. 緊急時の販売方針の策定 など

※その他、事業所の規模に応じて広報担当・衛生担当等を組織します

公的機関のけが人などへの対応にも限界があります

首都直下地震の被害想定では、中央区内で建物の倒壊や火災などにより、8千人を超える負傷者が発生すると想定されています。

このような状況下で警察、消防などの公的機関によるけが人などへの対応はごく一部に限られてしまうことが想像できます。

区が行った調査では、約6割の事業所が応急手当などの事前の備えをを何もしていないと答えています。

1人でも多くの人を助けるために、あなたの事業所でも最低限の備えをしてください。



救命技能認定者の育成

大地震発生直後は、医療機関も被災し、負傷者の受入が困難になることも想定されます。事業所内のなるべく多くの従業員に応急処置技能を習得させることが大切です。このような人材を育成するために、東京消防庁や日本赤十字社では、救命講習会などを行っています。

また、東京消防庁では、事業所における救命講習に対する積極的な取り組みを奨励しています。事業所内で、従業員に対する救命講習の普及を推進する応急手当普及員が1名以上、かつ、救命講習修了者が従業員総数の3割以上いる事業所に対しては、救命講習受講優良証が交付されます。この優良証を店頭やホームページに掲載すれば、万が一の時に安全な事業所であることを社外にアピールでき、会社のイメージアップにも繋がります。



種別	講習内容	認定書の交付	問合せ先
応急救護講習	けがの手当てなどを学ぶコース	なし	都内各消防署
救命入門コース (講習時間：90分)	普通救命講習の受講希望はあるが講習時間が取れない方、これから普通救命講習を受講される方等を対象とした、胸骨圧迫やAEDを中心に学ぶコース	救命入門コース受講証	
普通救命講習 (講習時間：3時間)	心肺蘇生やAED、異物除去、止血法などを学ぶコース	救命技能認定証	都内各消防署または 公益財団法人東京防災救急協会
上級救命講習 (講習時間：8時間)	普通救命(自動体外式除細動器業務従事者)講習の内容に加えて、小児・乳児の心肺蘇生、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法など学ぶコース	上級救命技能認定証	・「団体」は都内各消防署 ・「個人」は公益財団法人 東京防災救急協会

救護場所の確保

けがの治療には衛生面や個人のプライバシーを考慮し、救護場所を設定しておきましょう。

会議室等の専用スペースが確保できない場合は、パーテーション等を使用しスペースを確保しましょう。



安否確認体制の整備について

従業員の安否を確認する

対策本部の情報連絡担当などが主導して、事前に取り決めた方法で従業員の安否を確認しましょう。

確認結果は、他の従業員が見てもわかるように一覧表などにその都度書き込みましょう。

また、休日・夜間に地震が発生した場合にも、翌日以降の活動の方針を立てる上で安否確認は必要です。

《従業員の安否確認のために》

○従業員の連絡先リストを作成する

※安否確認欄を設けておくといでしょう

※P27様式6を参照

○電話など通常の連絡手段が使えないときの

非常用連絡手段とその使い方を確認しておく

お客様の安否を確認する

大地震の後には、交通機関の運行停止等の影響を受けてお客様もしばらくあなたの事業所に留まる可能性があります。

また、お客様が帰った後も取引先などから安否について問合せが入る可能性もあります。

事業所内にいるお客様の会社名、氏名、けがの有無、連絡先、事業所から退出される場合は退出時間をきちんと記録しておきましょう。

《お客様の安否を確認するために》

○安否確認シートを用意しておく

※P28様式8を参照

家族の安否を確認する

家族の安否確認を確実にを行うためには、事前に複数の連絡方法を家族ときちんと取り決めておく必要があります。

《家族の安否を確認するために》

電話など通常の連絡手段が使えないときの 非常用連絡手段とその使い方を確認しておきます。

非常用連絡手段の例

災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板(携帯電話)

※ 利用条件等については個別に確認してください



災害用伝言ダイヤル(171)の使い方

メッセージを登録する メッセージを再生する

ダイヤル171にかける

音声ガイダンス

1を押す

2を押す

音声ガイダンス

連絡を取りたい被災地の方の電話番号(市外局番から)を押す

※ 登録できるのは1電話番号につき10件までとなり注意が必要です

災害時の情報収集・発信について

地震発生後に起きる様々な事態に備えて、以下の情報収集を行いましょう。

事業所内の被害状況を確認する

- 建物の状況を確認し、安全な場所、危険な場所を把握しましょう
- 電気、ガス、水道等のライフラインやエレベーター等の設備の状況を把握しましょう
- 危険な場所には張り紙をするなどして人が立ち入らないようにしましょう
- 人的な被害の有無について確認しましょう

※P26様式4を参照



事業所外の被害情報を確認する

避難や従業員等の帰宅・残留の判断を行うために、事業所周辺および帰宅ルートについて次の項目の情報を収集しましょう。

- 地震の情報(各地の震度、津波の有無等)
- 停電、断水、通信障害等のライフラインの情報
- 交通機関の運行状況
- 火災の有無
- 道路・橋の通行状況



どこからどのような情報を得るべきか平常時には簡単にできている情報の収集も、大地震発生直後の混乱の中では思うようにできないかもしれません。少しでも混乱を避けるために、情報の収集先を事前に確認しておきましょう。

また、収集した情報はインターネットなどを活用し、自社の被害や業務の再開時期などを外部に向けて伝えましょう。内部へは掲示板などに、交通機関の運行状況や道路・橋の通行状況などの情報を掲示しましょう。

情報収集方法

- 《広域的な情報》
 - テレビ
 - ラジオ
 - インターネット
- 《区内の情報》
 - 区のホームページ
 - 中央エフエム(ミニFM局)
(中央区緊急告知ラジオを含む)
 - 防災行政無線
 - ちゅうおう安全・安心メール
(事前登録が必要)



むやみに移動を開始せず、事業所内に留まる

地震と火災では避難行動が異なります

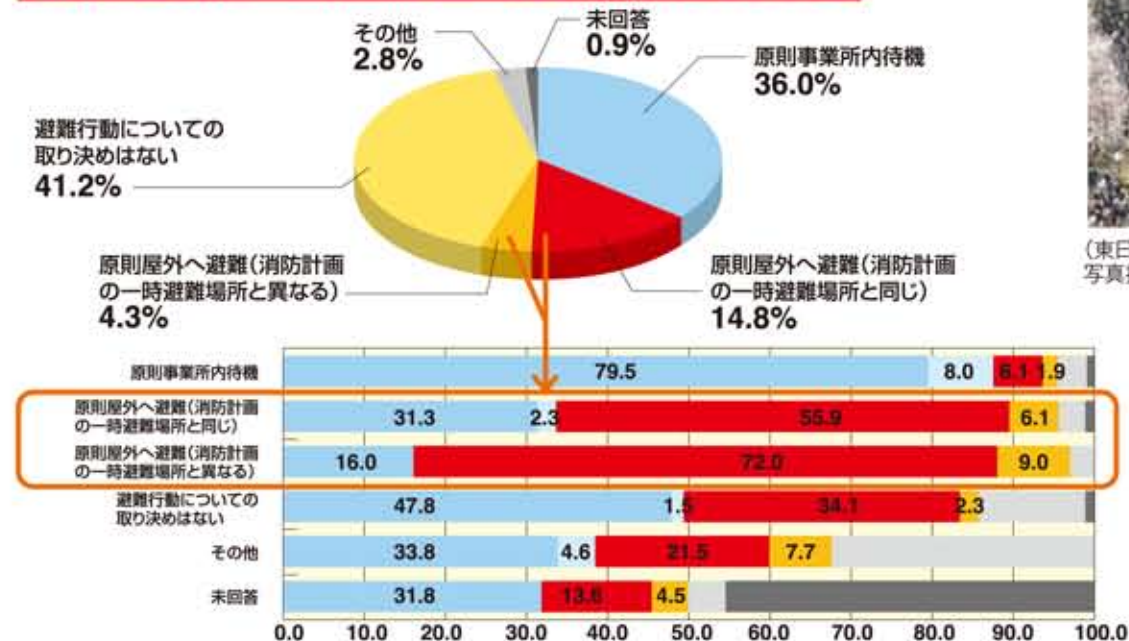
東日本大震災直後に、多くの事業所従業員が屋外への避難行動をとり、区内の学校や公園等が人でいっぱいになりました。

消防計画で各事業所が定めている避難場所は、火災を想定したものとなっており、建物の倒壊や火災の危険がある場合を除き、地震時は原則「屋内待機」が基本です。

しかし、中央区が区内事業所に行ったアンケート調査結果では、約6割の事業所が地震時の正しい避難行動を認識していませんでした。



事前の間違った認識は、実際の避難行動にも大きく影響する!



(東日本大震災直後の区内の公園の様子)
写真提供: 東京消防庁 無断転載禁止

- 事業所の判断で事業所に留まった
- ビル管理者等の指示により留まった
- 事業所の判断で屋外へ避難した
- ビル管理者等の指示により屋外へ避難した
- その他
- 未回答

平成23年10月 区内事業所の震災時の対応等調査より

むやみに移動を開始しないという原則に従業員に徹底する

交通機関が停止しているときに従業員を帰宅させることは、二次災害(建物の外壁や看板、ガラスの破片などの落下物、火災等)に巻き込まれる危険があります。また、多くの帰宅者により応急対策活動の妨げにもなります。建物に被害が無ければ、屋外に避難したり、従業員を帰宅させず事業所内に留めましょう。

事業所の責任者は、この原則を徹底するように日頃から従業員への指導が必要となります。

残留者への対応

むやみに移動させず事業所に留めることにより、数日間事業所で滞在することを想定しておく必要があります。最低3日(東京都帰宅困難者対策条例では3日間)は滞在できる物資を備蓄しておきましょう。

備蓄品目および備蓄数量

(主要品目と数量)

飲料水	1人×3ℓ/日×3日 = 9ℓ
食料	1人×3食/日×3日 = 9食
簡易トイレ	1人×8回/日×3日 = 24回

毛布、シュラフなどの寝具

防寒用品、医薬品・ラジオ等

《資器材の備蓄品目》

発電機、照明器具、救助器具(バール・ハンマー等)



品目	アルファ化米
購入日	2013年1月
期限	2017年12月
購入業者	中央商事
管理者	総務課総務係



受水槽の水も災害時には大切な飲料水になります。

《備蓄量》

従業員数に1日あたりの平均的な来客者数を加えた分の物資を備蓄しましょう。

《備蓄場所》

まとまったスペースが確保できない場合は、空きスペースや個人のロッカー等に分散して備蓄しましょう。

徒歩帰宅者への対応

やむを得ず帰宅する従業員は、あらかじめ把握しておく

自宅に乳幼児や介護をしなければならない人がいて、やむを得ず帰宅する従業員を一覧表などにまとめ、把握しておく必要があります。徒歩帰宅させる場合は、帰宅ルート上の情報収集や、水・食料などの帰宅支援物資を支給するといった事前の準備が必要となります。十分な準備を行った上で、時差帰宅させることは二次災害などの危険から従業員を守ることにも繋がります。

また、あらかじめ徒歩帰宅予定者に帰宅ルート上の帰宅支援ステーションなどを、確認しておくよう指導しましょう。

※徒歩帰宅は、10km以内が原則です。(内閣府)
※P27様式5を参照

帰宅させる際の確認事項

- ① 帰宅理由を再確認する
- ② 事前に把握している帰宅ルートを確認する
- ③ 帰宅ルート上の災害情報を確認する
- ④ 帰宅中に使用する物資(水、食料、簡易トイレ等)を配布する
- ⑤ 同じ方面のメンバー毎にグループで帰宅させる
- ⑥ 出発・到着時間の確認(夕方以降の出発はさせない。また、到着時間が夜間にならないようにする)
- ⑦ 到着および出勤可能日の確認連絡を入れさせる(予定時刻に連絡が入らない場合はこちらから連絡を試みる)
- ⑧ 車では帰宅させない



帰宅ルートを事前確認、靴の用意等、従業員にも準備をさせましょう

帰宅支援ステーション(九都県市の取り組み)

都立学校および東京武道館を「帰宅支援ステーション」に指定し、徒歩による帰宅者に対して、水道水、トイレ、休憩の場の提供、沿道情報の提供などの支援を行います。

コンビニ、レストラン等でも水道水やトイレ、沿道情報の提供などが受けられます。

事前に、帰宅ルート上にある帰宅支援ステーション(情報提供や水、トイレの提供を受けられます)の位置を確認しておきましょう。



コンビニエンスストア
ファミリーレストラン



ガソリンスタンド

※目印はこのマークです

徒歩帰宅支援対象道路(九都県市の取り組み)

徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、主要な幹線道路16路線を指定し(帰宅支援対象道路)、この幹線道路から半径2km以内には帰宅支援ステーション等を配置して、徒歩帰宅者への各種支援を行います。

＜帰宅支援対象道路＞

1. 第一京浜
2. 第二京浜
3. 中原街道
4. 玉川通り
5. 甲州街道
6. 青梅街道、新青梅街道
7. 川越街道
8. 中山道
9. 北本通り
10. 日光街道
11. 水戸街道
12. 蔵前橋通り
13. 井の頭通り
14. 五日市街道
15. 環状7号線
16. 環状8号線

詳しくはこちらをご覧ください。 <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/athome/return.html>

第4章 事業所の経営継続・早期復旧を図る

BCPの策定・運用

BCP (business continuity plan)/ 事業継続計画

災害時の限られた経営資源の中で自社を守るためには、「何を・いつまでに・どうやって復旧するのか」という優先順位をあらかじめ決めておく必要があります。

経営者や事業所の責任者は、このような危機対応を事業継続計画(BCP)として取りまとめ、従業員に周知する必要があります。

「防災計画」と「BCP」の違い

- 防災計画… 人的・物的被害の軽減や二次災害の防止などを主な目的としている
- BCP… 防災計画を基礎にし、重要業務の選定や被災後の事業継続・早期復旧などを加え、対応することを目的としている

BCPの必要性について

東日本大震災において、中小企業の多くが、貴重な人材を失ったり、設備を失ったことで、廃業に追い込まれました。また、被災の影響が少なかった企業においても、復旧が遅れ自社の製品・サービスが供給できず、その結果顧客が離れ、事業を縮小し従業員を解雇しなければならないケースも見受けられました。

また、近年では企業の社会的責任(CSR)への要求など、企業を取り巻く環境は変化しています。このような状況の中で企業には次のようなことが求められています。

サプライチェーンを分断させない

1つの企業の被害が経済社会に影響を及ぼすことにもつながるため、災害等が発生した場合においても取引先からの商品等の安定供給の要請に応えることが求められています。

このような要請に応えるためには平常時からの対策が不可欠であり、そのためにはBCP(事業継続計画)を策定することが有効です。

BCPが従業員に周知されている企業

社会的信用を得る



BCPが策定されていない企業

●顧客離れ ●事業縮小

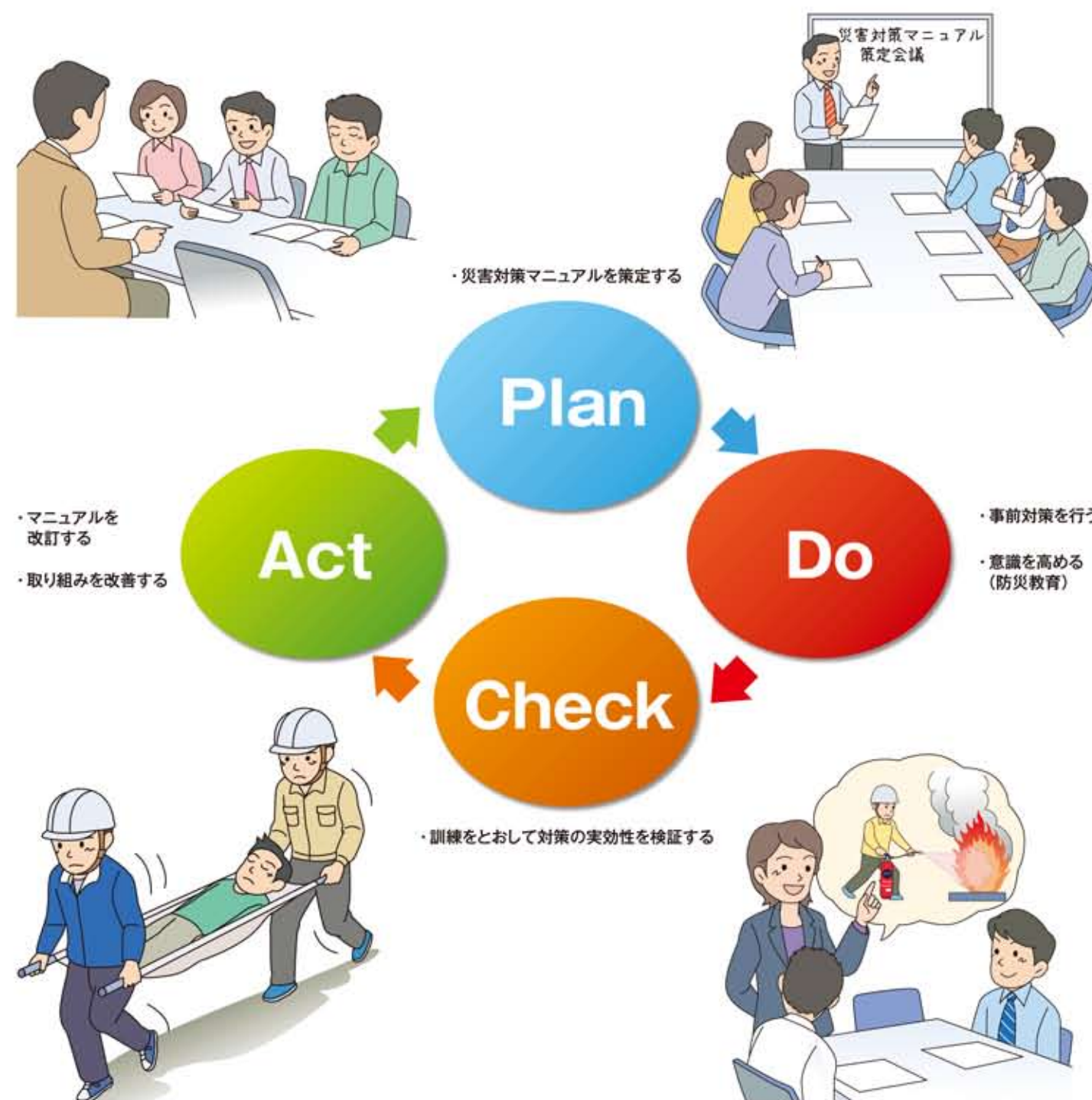


PDCA(PLAN-DO-CHECK-ACT)

大地震に備えたマニュアル作成を行い、年一回は、実践的な防災訓練を行う必要があります。

この訓練を事業所の防災教育やマニュアルを検証する機会ととらえ、継続的な改善を行うことによって有効的な防災対策に近付けてください。

Plan	(計画)	: 従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
Do	(実施・実行)	: 計画に沿って業務を行う
Check	(点検・評価)	: 業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
Act	(処置・改善)	: 実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする



防災訓練の形態

防災訓練は内容や特徴によっていくつかの形態に分けられます。訓練例として、下記のような訓練があります。

役割行動型訓練(ロールプレイング)

特定の条件下でコントローラーが、状況を付与し、参加者が対応行動、情報交換を行い、状況を予測しながら状況判断等の意思決定を行います。

実際の災害発生時に近い状況を体験できるため、状況予測能力と判断能力の向上に適しています。訓練対象となる組織の状況等に応じて、シナリオの内容や状況付与の量をコントロールすることで、柔軟な訓練設計が可能となります。

訓練のポイント

- ・状況を把握する(積極的に情報を収集する)
- ・リーダーは状況を判断し、具体的に指示をする
- ・情報を共有する(組織的活動)
- ・業務の優先順位を決める(計画やマニュアルの活用)
- ・業務に必要な情報をとったり、連絡等を行い対応する(人員、資器材、関係機関など)
- ・状況に応じて、対応を見直す
- ・情報等を整理し、わかりやすく記録する



自衛消防訓練

事業所における訓練の実施は、オーナーなど管理権原者に対する義務として消防法で定められています。

また、防火管理者等の責務の一つになっています。(消防法第8条第1項、消防法施行令第4条第3項等)自衛消防訓練の種類としては「消火訓練」、「避難訓練」、「通報・伝達訓練」、「応急救護訓練」、「総合訓練」の5種類となります。



消火訓練



応急救護訓練

業務を継続させるための事前対策

経営への影響を最小限に止め、雇用を守り、魅力あるまちを守るために事業の早期再開・継続が望まれます。経営者や事業所の責任者は組織のトップとして、事業再開・継続に向けた対応が求められます。

重要資産の保全

- 事業の再開・継続に必要な書類やデータを保全する
- 事業所が施錠できないなど、防犯上の問題があるときは手分けして持ち帰るなど、紛失しないようにする
- 重要な書類等はバックアップし、遠隔地で保管する

《バックアップする上でのポイント》

- リストを作成し、何がバックアップされているかを明らかにしておく
- 原本と異なる場所に保管する
- いざというときに誰が持ち出すのかを決めておく

※重要データは、紙およびCD・DVDなど複数の方法で管理しておきましょう

《重要資産の例》

契約書	賃貸契約書、売買契約書、ローン契約書等の各種契約書
預貯金関係	預金証書・預金通帳、印鑑(会社印)、保険証券
有価証券	手形、小切手、有価証券
その他	顧客リスト、従業員名簿、株主名簿、不動産登記簿権利証、営業許可証、情報システムおよびデータ

事業所の復旧

- 事業所内に散乱した備品、設備等を片づけ、執務環境を整える
- 必要に応じて修理手配するなどして、電気、ガス、水道、通信などのライフラインを復旧する
- 社内であらかじめ業務の優先順位を決めておき、復旧の手順を確認しておく



再開スケジュールの作成と取引先等への連絡

- 事業再開に向けたスケジュールを作成する
- 取引先に再開の時期や提供できる製品、サービスの内容等を知らせ、継続的な取引関係を構築する



人員の確保と活動体制の確立

- 従業員が出勤可能かを把握する
- 出勤できた従業員の事業再開までの役割分担や出勤のスケジュールを決める
- 被害を受けていない支社等から人員の確保が可能かを把握する



第5章 地域の安全に貢献する

CSR (corporate social responsibility)

事業所の社会的責任について様々な局面で求められることが多くなり、最近ではCSRに取り組む事業所が増えてきています。

各事業所が地域社会の一員として、近隣住民や周辺事業所と一体となって防災活動に取り組むことは、事業所が社会的に果たすべき責任として期待されています。地域に訪れるお客様、そこで働く従業員の皆様を、大地震から守ることに繋がります。

CSRに基づく防災活動例

- ・社屋の一部を開放し、被災者を受け入れる
- ・地域支援のボランティア活動に参加する
- ・地域の救出・救助活動に協力する
- ・応急復旧作業などに活用できる一般家庭にはない資器材を提供する



地域と連携した訓練の実施

「災害に強い街づくり」を目指してまちぐるみの防災訓練を実施しています。お近くの防災訓練にご参加ください。

- 銀座震災訓練(銀座)
- 京橋地域総合防災訓練(京橋)
- 地域総合防災訓練(日本橋)
- 町ぐるみ総合防災訓練(堀留町、小舟町、人形町)
- 湊一丁目防災訓練(湊)



地域総合防災訓練



銀座震災訓練



京橋地域総合防災訓練

第6章 区内事業所の協力による防災対策

中央区では、区内事業所と協力し下記の防災対策を行っています。

中央区・事業所災害時協力協定

地震等が発生した際には、消防や警察、区役所など公的機関は道路や交通機関、通信の混乱等により、その活動は著しく制約されることが予想されます。

中央区では大規模な災害が発生した際に、区内事業所の方々が地域住民と協力し救出救助活動の支援や、帰宅困難者への一時待機場所、水・食料の提供など、応急対策活動にご協力いただける事業所の拡充を図っています。



中央区帰宅困難者支援施設運営協議会

帰宅困難者対策の一環として地域ぐるみの取り組みが始まっています。帰宅困難者対策は事業所、住民、行政が一体となり、自助・共助の観点から地域全体で取り組むべき課題です。このため、平成24年10月に、中央区帰宅困難者支援施設運営協議会が設立されました。

この協議会は区内の各事業所、鉄道事業者、警察、消防等が主体となり、平常時には、支援施設の運営マニュアルの作成や訓練の実施、参加メンバーの拡充等を行っています。

また、災害時には参加事業所をはじめ、各機関が連携して帰宅困難者への対応を行います。

あなたの事業所も是非ご参加ください。

※本協議会で対象とする帰宅困難者とは、買い物や観光等で訪れていた来街者



帰宅困難者支援施設整備予定図



事業所向けの防災対策

主要な事業所向けの防災対策をご紹介します。

事業所防災対策DVD「あなたのオフィスは大丈夫!?～迫る首都直下地震!備えと心構え～」

大地震が発生した際に、事業所がどのような行動を取るべきか。
また、事前にどのような対策をすべきかをまとめた映像DVDを
無料で貸出しています。



貸出場所：中央区役所防災課 窓口
電話：03(3546)5510

緊急告知ラジオの販売

大きな地震や水害など、緊急を要する災害の発生時に、区役所やコミュニティ放送局からの信号音を受信することで自動的に電源が入り、災害情報、避難情報などの緊急告知放送を受信できるラジオです。



問合せ先：中央エフエム(株)
電話：03(3668)2727

ちゅうおう安全・安心メール

「ちゅうおう安全・安心メール」は、気象・地震などの情報、区内で発生した犯罪に関する情報、消費生活に関する情報を、速やかに携帯電話にメールで配信するサービスです。

メールの配信を希望される方は、お持ちの携帯電話から登録することが必要となります。登録は案内に従い簡単にできます。

※登録・配信は無料ですが、受信料はご負担願います。



問合せ先：中央区役所防災課
電話：03(3546)5287

http://www.bousai-mail.jp/chuo_bousai/

建築物の耐震助成・相談

区では、地震による建物の倒壊などの被害を未然に防ぎ、安全・安心な住まい・まちづくりを実現できるよう、建築物の耐震診断や耐震性を向上させる補強工事などへの助成を行っています。

助成対象となる事業は以下のとおりです。

- 木造の業務商業建築物(※1)の耐震診断および耐震補強計画(※2)
- 非木造の業務商業建築物(※1)の耐震診断(※2)
- 緊急輸送道路沿道等建築物(※3)かつ非木造の業務商業建築物(※1)の耐震診断

(※1)業務商業建築物とは…住宅、分譲マンションおよび賃貸マンション以外の建築物

(※2)助成対象者は中小企業基本法に規定する中小企業者です

(※3)緊急輸送道路沿道等建築物とは…緊急輸送道路に面する建築物、防災拠点等から緊急輸送道路への道路に面する建築物、防災拠点等に面する建築物および防災拠点等に隣接する建築物で3階建て以上かつ高さが基準を満たす建築物

また、特定緊急輸送道路(※4)沿道の建築物に対する助成も行っていますので、下記までお問い合わせください。

(※4)特定緊急輸送道路とは…緊急輸送道路のうち特に耐震化を進めなければならない道路として東京都が指定した道路

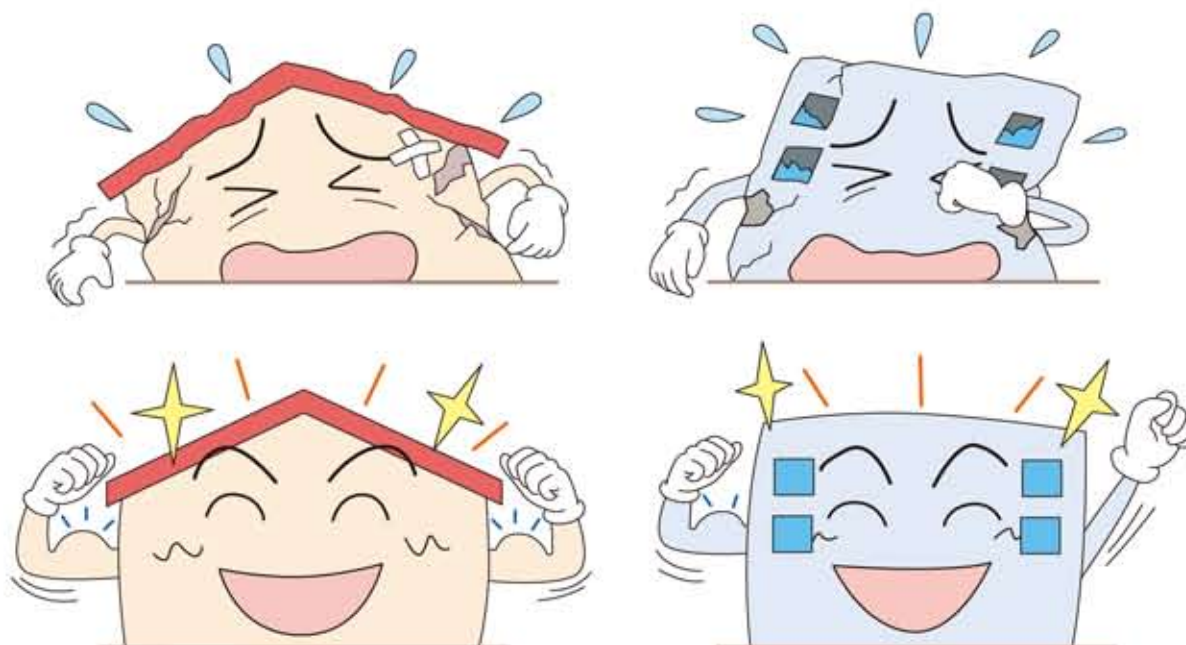
さらに、区では耐震化を促進していただくために、区内業界団体と耐震促進協議会を設立しています。この協議会の活動として耐震相談会を開催していますので、こちらもぜひご利用ください。

○ 毎月第1土曜日(※5) 13時～16時 月島特別出張所 1階 会議室

○ 毎月第3土曜日(※5) 13時～16時 日本橋特別出張所 1階 会議室

(※5)祝日、年末年始を除きます

問合せ先：中央区都市整備部建築課構造係
電話：03(3546)5459・5460



その他 対策に役立つ情報

広域避難場所とは…

地震発生時に大規模な延焼火災が発生した場合に一時的に避難する場所のことで、公園や空地、道路や耐火建物地域等を東京都が指定しています。延焼火災の拡大の恐れがある場合、区や警察・消防の避難指示に基づき、最寄りの「一時(いつとき)集合場所」(延焼火災などから一時的に身を守るために避難する場所)に集合し、集団で広域避難場所へと移動します。

一時(いつとき)集合場所とは…

避難者が広域避難場所へ避難する前の中継地点として一時的に集合する場所で、区が安全性や地域性を基準に選定しています。

地区内残留地区とは…

木造の建物が少なく、街区のほとんどがビルで囲まれ、火災が起きても延焼しにくいと想定される地域のことです。この地域内の方は、基本的には広域避難場所への避難が不要となります。

ただし、区や警察・消防等の防災機関から避難指示が出された場合には、その指示に従って指定の場所へ避難することになります。

「広域避難場所」や「一時集合場所」、「地区内残留地区」の地図は、中央区ホームページに掲載していますので、最新の情報をご確認ください。

<http://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/saigai/saigai1/hinannohouhou/files/chuokubousaimap.pdf>

防災行政無線とは

区からの災害に関する緊急情報や避難勧告等の情報を、屋外に設置している大型スピーカーで皆さんにお知らせするもので、現在87カ所に設置しています。警戒宣言発令時は、このスピーカーからサイレンを鳴らしてお知らせします。

※「警戒宣言」とは、近い将来にその発生が確実視されている大地震「東海地震」(静岡県から駿河湾沖海底にかけて震源がある)に関して、その発生の直前に地震が起こることを総理大臣が発表する制度。この防災行政無線で流す情報は、緊急告知ラジオでも聞くことができます。スピーカーから流れる音が聞き取りづらい場合は、緊急告知ラジオの購入を検討しましょう。



第8章

災害対策マニュアル作成にあたって

発災後の対応行動

この章では災害対策マニュアル作成にあたり、発災後の行動の流れやその時に使用する帳票について記載しています。

発災後の対応行動

大地震の際に自らが生き残り、速やかに事業を再開するためには、各事業所の特性に合わせたマニュアルの作成が必要です。

マニュアルを作成するにあたり、いつ何をするのか知っておくことが重要です。下記の図は地震発生から事業再開までを時系列であらわしたものです。

対応区分	対応内容	
地震発生 発生時対応	人命の安全確保	・ 身体の安全確保 ・ 従業員の安全確認・負傷者の救出・救護
	二次被害の防止 安否確認	・ 建物内の安全確認 ・ 初期消火など ・ 従業員とその家族の安否確認
	緊急対策本部の設置	・ 通信手段の確保 ・ 緊急対策本部の設置、要員参集 ・ 待機・避難・帰宅の判断、指示
初動対応	被害情報の把握	・ 設備、通信手段、情報システム等の被害状況の確認 ・ 顧客・取引先の被害状況の確認、インフラの被災・復旧状況把握
	対外的な情報発信、情報共有	・ 自社主要拠点の被害状況、稼働状況の情報発信
復旧活動	復旧作業	・ 施設・設備、データの復旧作業 ・ 近隣企業、同業他社との協力
	対外的な情報発信、情報共有	・ 復旧度合いに応じた、各種取引先への連絡、調整
	通常業務	
通常業務		

様式3

備蓄品管理リスト

用途	備品名	数量	保管場所	保管期間
水・食料	☐ 非常食(乾パン)	〇〇食	〇階南側倉庫	平成〇年〇月期限
	☐ 飲料水(500ml)	〇〇本		
防災用品	☐ 毛布			
	☐ ヘルメット			
	☐ メガホン			
	☐ ラジオ・テレビ			
	☐ 医薬品(救急箱)			
	☐ 懐中電灯			
	☐ 簡易トイレ又は仮設トイレ			
	☐ 自家用発電機(非常用バッテリー)			
	☐ 救助工具セット			
	☐ 乾電池			
	☐			
	☐			
	☐			
	☐			
	☐			

様式5

社員帰宅ルート一覧表

平成2〇年△月□日現在

No.	氏名	住所	帰宅ルートの概要	距離	付加的要素	出発時間 到着時間
		連絡先	主要線路	予測時間		
			通常の勤務経路			
1	〇〇社長	東京都江東区三条橋2-14	東京方面(江東区三条橋)	4km	①齊王橋に注意	出発: 到着:
		090-△△★□-8149	国道6号線-桜海街道-三条橋街道	1時間	②桜海街道(火災危険度4)を通過	
		okamo〇〇pp@do〇〇〇〇.ne.jp	青緑線桜海駅-東西前線三橋駅			
2	□□部長	埼玉県春日井市大泉4-9-7	埼玉方面(春日井市大泉)	17km	①国道5号線(火災危険度5)を通過	出発: 到着:
		080 666 △△★□	上苑街道-国道5号線-瑞浪街道	3.5時間		
		yo□△●ma-seriria@e〇〇〇〇〇.ne.jp	青緑線桜海駅-こより線富士松前駅			
3	△△係長	東京都板橋区小田原5-11メゾン田原	東京方面(板橋区小田原)	15km	①鳥留橋、今夏輪橋に注意	出発: 到着:
		090-◆□〇〇-8490	国道23号線-三鷹街道	3.5時間	②国道32号線(火災危険度5)を通過	
		tanigawa〇◆☆★@do〇〇〇〇〇.ne.jp	本号線徳丸駅-南北線小田原駅			

様式4

被害状況チェックリスト(共用エリア)

項目		被害の有無		被害状況	
人的被害		☐ 無	☐ 有	☐ 死者(人) ☐ 負傷者(人)	
外構	電柱	☐ 無	☐ 有	☐ 転倒による電線・通信線への被害	
	屋外給排水管	☐ 無	☐ 有	☐ 破損 ☐ 漏水	
構造体	全体の傾斜・沈下	☐ 無	☐ 有	☐ 傾斜・沈下小 ☐ 傾斜・沈下大	
	柱・梁	☐ 無	☐ 有	☐ ひび割れ ☐ 表面剥離 ☐ 鉄筋・鉄骨露出 ☐ 鉄筋の屈曲、鉄骨の破断等	
	外壁	☐ 無	☐ 有	☐ ひび割れ ☐ パネル、サッシ落下	
	天井	☐ 無	☐ 有	☐ 一部破損 ☐ 一部垂下り ☐ 一部落下 ☐ 広域落下	
	内壁	☐ 無	☐ 有	☐ 一部破損 ☐ 一部落下 ☐ 広域落下	
	窓(ガラス)	☐ 無	☐ 有	☐ 開閉に支障 ☐ 破損、脱落	
	ドア	☐ 無	☐ 有	☐ 開閉に支障 ☐ 破損、脱落	
	屋根	☐ 無	☐ 有	☐ ひび割れ ☐ 破損 ☐ 一部落下	
設備	電気	☐ 無	☐ 有	☐ 一時停電20分以内 ☐ 長時間停電 ☐ 設備破損	
	空調	☐ 無	☐ 有	☐ 一時停止20分以内 ☐ 長時間停止 ☐ 設備破損	
	給水	☐ 無	☐ 有	☐ 一時断水20分以内 ☐ 長時間断水 ☐ 設備破損	
	排水・トイレ	☐ 無	☐ 有	☐ 停電による使用不可 ☐ 設備破損	
	ガス	☐ 無	☐ 有	☐ 一時停止20分以内 ☐ 長時間停止 ☐ 設備破損	
	通信・電話	☐ 無	☐ 有	☐ 一時停止20分以内 ☐ 長時間停止 ☐ 設備破損	
	エレベーター	☐ 無	☐ 有	☐ 一時停止 ☐ 長時間停止メンテ会社復旧要 ☐ 閉じ込め発生 ☐ 設備破損	

様式6

連絡先リスト

No.	氏名	電話番号	携帯アドレス	緊急連絡先	安否確認
例	岡本社長	090 △△★□ 8149	okamo〇〇pp@do〇〇〇〇〇.ne.jp	090 1899 △△△□	
1					
2					
3					
4					

顧客・取引先リスト

会社名	所在地	連絡先				
			部署		担当者	
××商事(株)	中央区〇〇川 1-2-3	第1 連絡先	総務課	TEL 03-9876-5432 FAX 03-////-////	齋藤	TEL 090-〇◆〇△ メール yo□△〇@jp
		第2 連絡先	管理課	TEL 09-9287-5914 FAX 03-¥¥¥¥-////	田中	TEL 090-■★〇〇 メール xz□△〇@jp
		第1 連絡先		TEL FAX		TEL メール
		第2 連絡先		TEL FAX		TEL メール
		第1 連絡先		TEL FAX		TEL メール
		第2 連絡先		TEL FAX		TEL メール

災害用伝言ダイヤル(171)

- 震度6弱以上の地震が発生した時にNTTが提供する安否情報等の確認システムです。
※震度5強以下でもNTTの判断で開設する場合があります。
- 録音したい人が171をダイヤル。ガイダンスに従って、自分の電話番号を入力の上、メッセージを録音します。
- メッセージを聞きたい人は、171をダイヤル。ガイダンスに従って、相手の電話番号を入力すると録音されたメッセージが流れます。

災害用伝言板(web171)

- 災害時専用のWebページ
(<https://www.web171.jp>)に伝言を登録・閲覧できるサービスです。
- 災害の発生時に備えて利用方法を事前に覚えておきましょう。

スマートフォンの方は、各スマートフォン上のWebサイトトップ画面から災害用伝言板にアクセスするか、上記「web171」をご利用ください。

災害用伝言板(携帯電話)

※下記3社以外(ウィルコムやイーモバイル)でも同様のサービスがあります

①トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ

②「登録」または「確認」を選ぶ



※画面はNTTドコモの例です。

②で「登録」を選んだ方

③メッセージしたい項目を選ぶ
(コメントも書き込めます)

④その画面で「登録」を選ぶ

②で「確認」を選んだ方

③相手の携帯電話番号を入力

④その画面で「検索」を選ぶ

出典：社団法人 電気通信事業者協会

安否確認シート

※注意事項

1. 集計は最終ページに記入すること。
2. 来客者等もこの用紙で確認すること。

部名	
課名	
確認者	
	年 月 日 時 分現在

No.	所属	氏名	不在			安否確認			安否確認後の予定			備考
			休み	出張	交替制	確認	不明	負傷	在社	帰宅	その他	
例	〇〇部〇〇課〇〇係	中央 太郎				○			○			
1												
2												
3												
4												
5												

■集計

	不在			安否確認			安否確認後の予定			備考
	休み	出張	交替制	確認	不明	負傷	在社	帰宅	その他	
従業員										
来客者等										
計										

※上記でご紹介しました「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」、「災害用伝言板(携帯電話)」はいずれも毎月1・15日の「体験の日」に、体験利用ができます